

(理事ヲ經テ)組合員ニ交付ス可シ

第十條 組合員ニシテ役員ノ命ニ從ハス納稅ヲ怠リ或ハ不都合ノ行爲アリト認メタルトキハ(理事ハ組合長ニ申告シ)組合長(又ハ理事)之レニ忠告ヲ加ヘ尙改悛セサルトキハ其人名ヲ町長ヘ報告スルモノトス

第十一條 組合員ニシテ其行爲衆人ノ模範ト認メタルトキハ町長之レヲ褒賞ス

第十二條 各組合ニシテ納期日內ニ一ケ年以上完納セシメタルモノニ對シテハ町長之ヲ表彰ス

附 則

第十三條 本規約ハ大正十年四月一日ヨリ之レヲ實施ス

第十四條 本組合ノ設立解散ハ之レヲ知事ニ報告スルモノトス

第十五條 本規約實施ニ關シ必要ヲ認ムルトキハ別ニ細則ヲ設クルコトヲ得

第十八章 副業組合

農家經濟の改善、剩餘勞力の利用を目的として大正十二年より昭和初年に互り町内各大字に農業組合の設立を見たるも組合員に於て生産する物品の處分特に藁細工品の販賣を斡旋するべき機關の設置は一般農家の切に要望するところなりき。昭和三年八月井田仙吉、村瀬外治郎等の諸氏有志と相謀り日野町副業組合を設立し組合長に井上喜兵衛就任したり。出資總額金二千五百圓にして専、苴繩の販賣斡旋を行ふ。最近一ケ年の取扱高苴一萬三百枚にして主たる販路は郡内各町村及近府

縣とす。

第十九章 宇治川電氣株式會社近江支店日野變電所

日野變電所は元近江水力電氣株式會社に於て、日野町大字河原字小中井五百四拾番の四に設立、明治四十五年三月廿五日より事業開始せり。

現宇治川電氣株式會社、近江支店の前身近江水力電氣株式會社は、犬上郡彦根町大字平田貳番地にあり。明治四十二年十月十三日創立、同四十四年三月一日より營業開始せり。社長は野口遵なり。當初の資本金は五拾萬圓なりしが、事業發展に伴ひ大正七年十二月資本金四百萬圓に増加し、大正十年九月一日宇治川電氣株式會社と合併し、宇治川電氣株式會社近江支店と改稱せり。

日野變電所開始當時の設備容量は、五〇「キロワット」にして、遞降變壓器貳基を据付、出力一〇〇「キロワット」にて、配電區域は日野町、西大路、南比都佐、北比都佐、鎌掛、朝日野、東櫻谷、西櫻谷、苗村なり。

第二十章 三光社

日野三光株式會社は明治十九年八月廿六日の創立にして、資本金壹千圓を以て、鮮魚四十物果實蔬菜の市場經營の處、時代の進展に伴ひ、大正九年七月一日資本金を壹萬圓に改め、全額拂込濟漸次營業發展し、再び資本金の増大を計劃しつゝあるものゝ如し。

同社は法定積立金貳千五百圓、臨時積立金參千八百五拾圓を有し、毎年十二月決算し、利益金配當一割乃至三割を持續しつゝあり。(昭和五年調)

第二十一章 觀風社

古來日野地方は觀世流の能樂流行し、文政年間濱庄之助なる者日野に住し、門人頗る多く、時々謠曲會或は能樂を開催して斯界の重望を荷へり。其後犬上郡高宮に河窪二郎八と云へる人あり。三岱と號し、郷人木田華堂に就て學び、京風の畫に巧みなり。此人又能樂に堪能にして、庄之助の後を繼ぎて日野に來り、門人の居に寄寓して銳意同好の士を教導し、最も隆の域に達せり。然るに明治維新に至り、舊を棄て新を競ふの餘、能樂忽ち衰廢し、二郎八亦歿して斯道竟に其跡を絶つ、悲境に陥れり。此時日野に矢野久左衛門なる人あり。二郎八の長子にして入て矢野家を嗣げり。此

人幼にして能樂を父より傳習し、其道に通曉す。深く斯道の廢絶を慨き、明治十四五年の頃より同志を誘致し、熱心教導漸く再興の端緒を見るに至れり。一方亦中井源左衛門、鈴木忠兵衛、竹村秀保等同好の翼賛幫助の力與つて多し。同十六年五月故二郎八門下の人々舊師の追善能樂を日日本誓寺に舉行せり。實に維新以後日野に於ける能樂の嚆矢なりしを以て、觀覽者場に滿ち最も盛況を極めたり。其後二十三年三月同好者と謀り、規約を設けて茲に觀風社を創立せり。

當時規約の緒言に「猿樂の物たる、本邦固有の聲調に本づき、一種高尚の古韻として從來音曲の冠首に居り、所謂樂んで淫れず、悲んで傷らざるの餘意を備へ、適宜の運動よく人の精神を鼓舞感發し、自然に快濶の情思を興起して攝生の效用を兼ねるもの、百般聲曲の内他に其比なきは論を待たざるなり。」云々。又規約中に、社員たる者は都て儉素を本とし、驕奢に流れざるの趣意を守るべき事。鄙猥の遊興に耽り不品行の所業あるべからざる事。嗜好に泥み自家の本務を忽にすべからざる事。稽古其他總て社員集會の節は各自辨當携帶の事等の項あり。爰に永遠持續の法を講じ、將に隆昌の域に進まんとするに際し、惜哉久左衛門中途にして病歿し、忽ち一頓挫を來せり。然れ共同好者は其遺志を繼ぎ、地を日野大字松尾町に卜して能樂堂を新築し、

二十八年十二月其の舞臺開き祝賀能樂を舉行せり。又久左衛門の實弟なる人常に日野に來り、永く觀風社の師範たり。大正二年二月更に北比都佐村大字内地に附屬練習場成風館を新設す。大正九年以來京都井上嘉一郎を聘して時々素謠の練習を怠らず。爲に新社員頓に増加し、同社の進展著しきものあり。抑々觀風社能樂堂及成風館は北比都佐村鈴木忠右衛門の所有に屬し、同人は代々能樂に造詣深く、會計並に指導兩面に多大の貢獻をなし、同社が連綿として今日に隆盛を持続するもの全く同人の力なりとす。昭和五年能樂堂の大改築成り、十月十七日故鈴木忠司の追善能樂會舉行せられ、前代未聞の盛會たり。

觀風社の風は風儀の風にして、即ちよき風儀を觀るを謂ひ、成風館はよき風儀を成すを意味す。

第二十二章 日野劇場株式會社

明治六七年の頃吉井寅吉なる者、村井町西之宮裏に劇場を建築し營業し來りしが、十二三年頃暴風の爲に倒壊して終に廢絶し、其後松尾村の人寺田惣助、松尾町に劇場

を建てしも、七八年を繼續して是れ亦廢業せり。爾來演劇ある毎に小屋を構へ興行し來りたるが、假設の劇場なれば雨天には休業せざるべからず。且小屋の構造にも多額の費用を要する等、不便少なからざるのみならず、一は日野町の體面にも關するを以て、明治四十五年有志者相謀り、日野劇場株式會社を組織し岡崎與右衛門を舉げて社長となし、一株金五十圓として百四十株を募集し、同年六月工を起し、大窪町字河原田一千百八十一番地に劇場を建築せしに、總工費一萬餘圓に達し、大正二年三月落成の式を舉げたり。即ち

本館一棟 平屋 百三十四坪 舞臺并 二階 高場 三十八坪、裏樂屋十六坪、下足場九坪七合五勺、
二階大向五坪五合、便所一棟六坪等なり。(大正六年調)

51

近江日野町志 卷中終

近江日野町志 卷中終





